就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令案について

こども家庭庁成育局成育基盤課・保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

１．改正の趣旨

○　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号。以下「改正法」という。）において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設した。

○　幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）において、保育所等と同様の仕組みを設けた。

○　改正法による改正後の認定こども園法第 27 条の６等に基づき、児童福祉審議会等へ報告する事項等については主務省令で定めることとされているところ、これらについて規定を整備するとともに、所要の改正を行う。

○　加えて、改正法においては、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行ったところであり、これに伴う所要の改正を行う。

２．改正の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第２号）について、以下の改正を行う。

○　都道府県知事等が児童福祉審議会等へ報告する事項として、以下を規定する。

・入園児虐待に係る幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
・入園児虐待を受けた又は受けたと思われる園児の性別、年齢及びその他の心身の状況
・入園児虐待の種別、内容及び発生要因
・入園児虐待を行った職員等の氏名、生年月日及び職種
・所管行政庁が講じた措置の内容
・入園児虐待が行われた幼保連携型認定こども園において改善措置が採られ

ている場合にはその内容

○　指定都市等の長が都道府県知事に報告する事項は、入園児虐待を行った職員等の職種とする。

○　都道府県知事等が入園児虐待の状況等を公表する際は、ウェブサイトにおいて公表するものとする。

○　幼保連携型認定こども園の園長については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けていることをその資格の要件の一つとしているところ、地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、同法による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の28第２項に規定する地域限定保育士登録を受けた者も保育士登録を受けているという要件を満たすこととする。

○　その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　改正法による改正後の認定こども園法第15条第６項、第27条の６第１項及び第27条の７

４．施行期日等

○　公 布 日：令和７年９月下旬（予定）

○　施行期日：令和７年10月１日